



(財)財務会計基準機構会員

平成21年5月21日

各 位

会 社 名 星 光 P M C 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 乗 越 厚 生
(コード番号 4963 東証二部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 伊 佐 木 融
(TEL. 03-6202-7331)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月21日開催の取締役会において、平成21年6月23日開催予定の第42期定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下の通り変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法の施行により、平成21年1月5日から当社定款の株券を発行する旨の定めは廃止されたものとみなされているため、その該当条文(現行定款第7条)及びこれに伴い無効となった単元未満株券の不発行に関する条文(現行定款第10条)を削除するものです。
- (2) 決済合理化法の施行により、平成21年1月5日付で「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたため、これに伴い無効となった実質株主及び実質株主名簿に関する文言(現行定款第11条及び第12条第3項)を削除するものです。
- (3) 会社法第221条の定めにより、株券を発行する旨の定めを廃止した定款変更を行った日の翌日から起算して1年を経過するまで、株券喪失登録簿を作成、備置する必要があるため、株券喪失登録簿に関する定めを附則に移行し、平成22年1月6日に削除するものです。
- (4) 上記の変更に伴い、文言の修正及び条数の繰り上げを行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月23日(火曜日)
定款変更の効力発生日	平成21年6月23日(火曜日)

以 上

(別 紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	新 定 款 (案)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(株券の発行)	
第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削 除)
(自己の株式の取得)	(自己の株式の取得)
第 8 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	第 7 条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第 9 条 当社の単元株式は、100 株とする。	第 8 条 (現行どおり)
(単元未満株式に係る株券)	
第 10 条 <u>当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u>	(削 除)
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第 11 条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利	(1) (現行どおり)
(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利	(2) (現行どおり)
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	(3) (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。	第 10 条 (現行どおり)
2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	2 (現行どおり)
3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u>	3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
第 13 条～第 44 条 (条文省略)	第 11 条～第 42 条 (現行どおり)

現 行 定 款	新 定 款 (案)
(新 設)	<u>附 則</u>
(新 設)	<u>第 1 条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
(新 設)	<u>第 2 条</u> 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除するものとする。